

(様式－17)

〇〇〇第〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

原子力災害対策本部長内閣総理大臣 名

平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第9項の規定に基づき、同条第1項、第2項及び第5項に規定する平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害対策本部長の権限（同条第2項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）のうち、

-
-
-

を平成〇〇年（〇〇〇〇年）〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任する。

(様式-18)

(案)
○内閣府告示第 号

原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第九項の規定に基づき、同条

第一項、第二項及び第五項に規定する平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原

子力災害対策本部長の権限(同条

第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指

示を除く。)のうち、

○・・・

○・・・

○・・・

を平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇原子力災害現地対策本部長に委任したので、同条第

十項の規定により告

示する。

平成 年 月 日

名

原子力災害対策本部長内閣総理大臣

~~（様式＝19）~~

公示案

1. 対策拠点施設の移 転先	原子力災害現地対策本部について、下記の施設に移転する。 〇〇市、□□町、△△村、・・・※ （地域名及び海域が含まれる場合は事故施設（現場）から半径 〇〇m圏内の海域）（注）
2. 1. の周辺の居住 者等に対し周知させ るべき事項	（例）

※輸送の場合は、~~「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、~~
~~海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、~~
~~航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ」~~
~~等、~~
~~_____において発生した事故現場から〇〇m」とする。~~

(様式-19)

○内閣府告示第 号

「平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部」の設置場所を変更したので、平成〇年〇月〇日内閣府告示第〇号(原子力災害対策特別措置法第十六条第一項及び第十七条第九項の規定に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置する件)の全部を次のように改正する。

平成 年 月 日

原子力災害対策本部長

一 原子力災害対策本部

(一) 名 称 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害対策本部

(二) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)

(三) 設置期間 平成〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

二 原子力災害現地対策本部

(一) 名 称 平成〇〇年(〇〇〇〇年)〇〇〇事故に係る原子力災害現地対策本部

(二) 設置場所 変更後の施設

(三) 設置期間 平成〇〇年〇月〇〇日から緊急事態応急対策等を推進するため必要と認める期間

第4節 全面緊急事態（フェーズ2）

(様式-20)

原子力災害被災者支援の体制強化について
(原子力災害対策本部長決定)

平成〇〇年〇月〇日
原子力災害対策本部長 〇〇 〇〇

(原子力施設名称)の事故による原子力災害被災者の生活支援について、「(原子力災害対策本部名称)」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

<記載例>

1. 主な任務

ア 被災者の避難・受入れの確保 (除染体制の確保を含む)

イ 被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給

ウ 被災者への[原子力災害時の被ばくに係る](#)医療等の確保

エ 環境モニタリングと情報提供

などの諸課題について、〇〇〇〇対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、関係地方公共団体、〇〇電力(株)等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2. 構成員

チーム長 〇〇内閣府特命担当大臣(原子力防災)

〇〇原子力利用省庁大臣

事務局長 〇〇原子力利用省庁副大臣/大臣政務官

事務局長補佐 内閣府大臣官房審議官

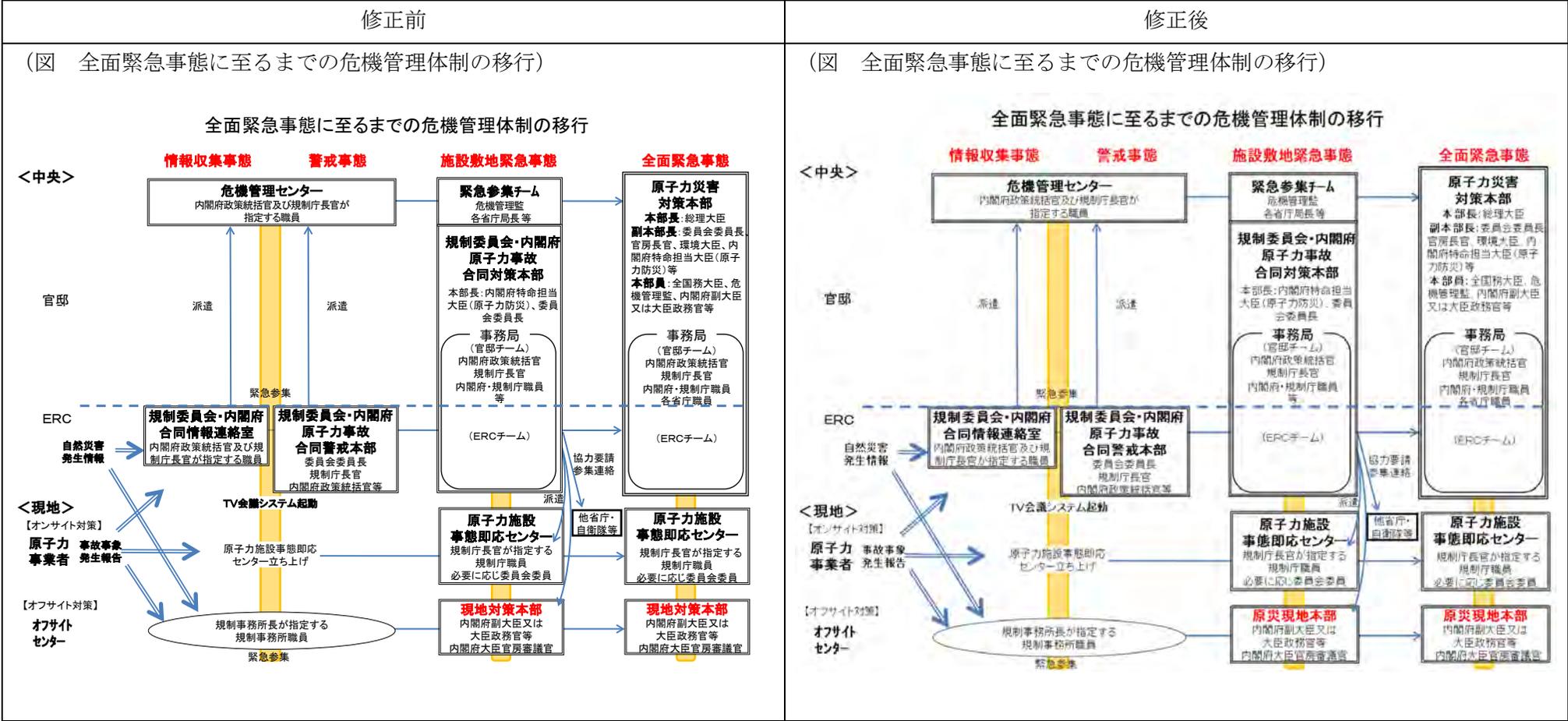
3. 関係機関との緊密な連携

・・・との緊密な連携を図る。

(様式－21)

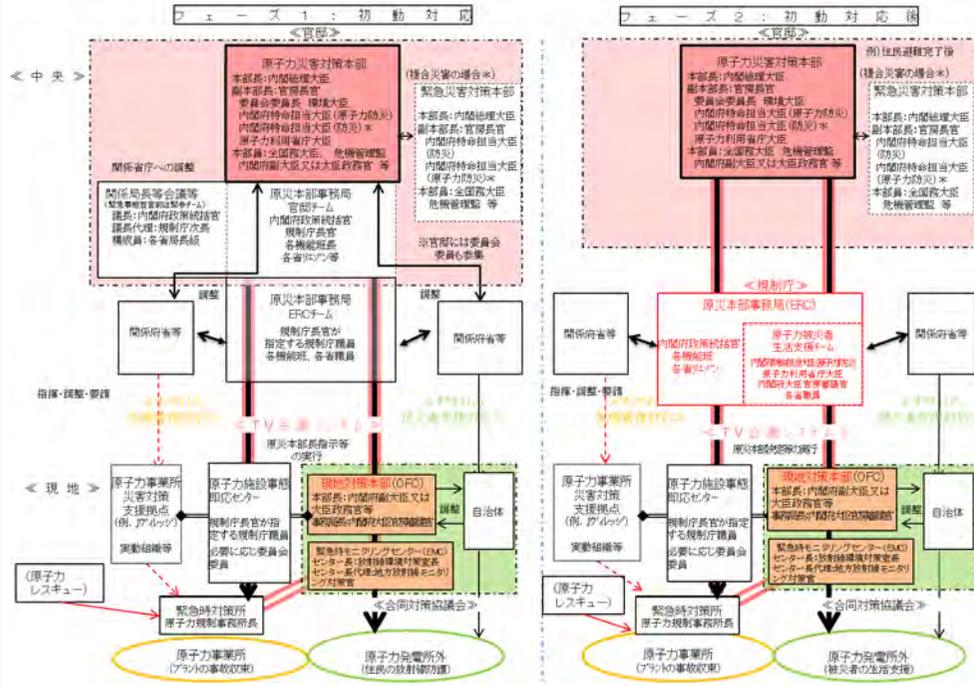
原子力緊急事態解除宣言

原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるため、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言を発する。



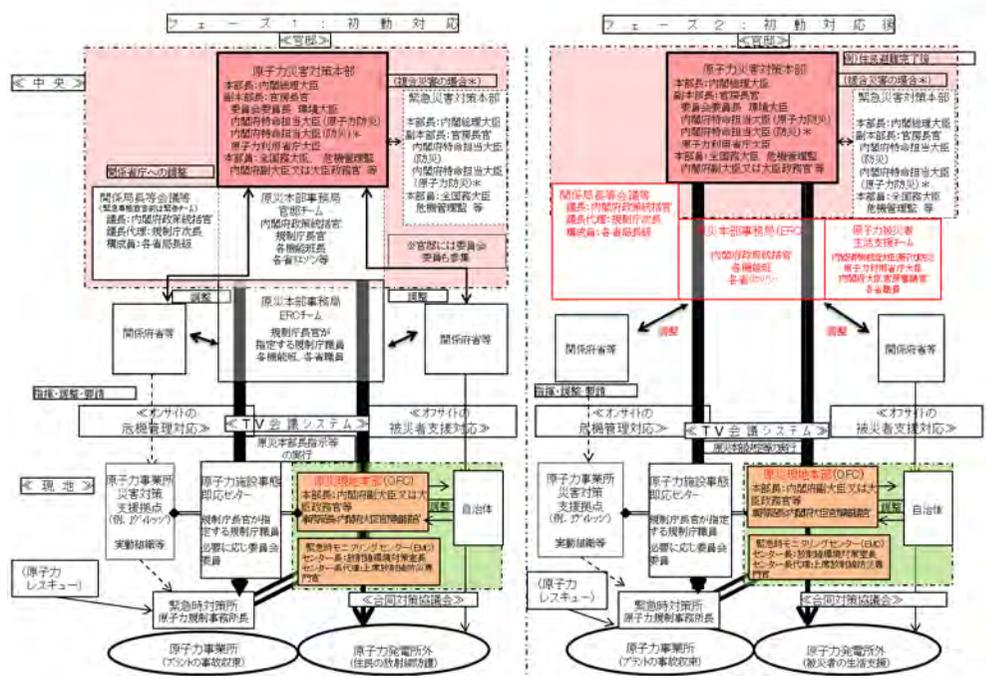
修正前

(図 原子力災害対策体制の全体像)



修正後

(図 原子力災害対策体制の全体像)



修正前

(図 全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行)

政府の拠点・委員	原子力事業所の事故収束 (オンサイト対策)	周辺住民の放射線防護 (オフサイト対策)
1-1. 官邸 【原災本部】 総理大臣、官房長官、 環境大臣、内閣府特命担当大臣 (原子力防災)、委員会委員長、 原子力利用庁長官大臣等 【同事務局】 内閣府政策統括官、規制庁長官、 機能部長等 【関係局長等会議等】 内閣府政策統括官、規制庁長官、 危機管理監、各省局長級	<応急対策の対処方針決定> ・ 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を内閣府政策統括官等が補佐、 輸送支援や要救助組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 ・ 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS等も継続し、官邸の情報集約を強化。	○ 周辺住民の防護措置に係る指示 (例: 避難範囲の決定、自治体首長への指示) → 総理大臣 <small>※ 避難等の指示に当たっては運行課長等が事前調整</small>
1-2. 規制庁 (ERC) 【原災本部事務局】 規制庁長官が指定する規制庁 職員、内閣府政策統括官が指 定する内閣府職員各機能班	<中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス> ・ 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 ・ オフサイト、オフサイトの各現地拠点への幹部派遣、要員を集中して一定の時間を 要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。(例: PA2運用実施)	○ 緊急時モニタリング結果の情報収集・分 析 ○ 現地対応に必要な関係省庁間調整 (例: 被災者への救援物資調達)
<現地> 2-1. 原子力事業所 ・緊急時対策所 原子力規制事務所長 等 ・災害対策拠点	<事故収束対応の最前線> ○ 規制庁は炉法規法に基づく現場の情報 収集・応急措置の監督 ○ 事業者の事故収束活動の支援等	
2-2. 事態即応センター 規制庁長官が指定する規制庁 職員、必要に応じて委員会委員 等	<事業者との現地調整拠点> ○ 委員会指示等の執行の監督 <small>※ 事業者との関係的事項については避難の状況等に基づき 調整を実施。</small> ○ 事業者の経営判断に係る応急措置 の重要な意思決定事項の連絡調整 ○ オンサイト対策の支援に係る連絡調整	
3. オフサイトセンター (現地対策本部、 合同対策協議会) 内閣府副大臣又は大臣政務 官、内閣府審議官等		<住民防護・支援の最前線> <自治体との現地調整拠点> ○ 原災本部長指示、各種対策の実施 ○ オフサイト対策の支援に係る連絡調整 ○ 自治体との具体的対策の検討・調整 (例: 避難経路設定、輸送手段確保)
4. 緊急時モニタリングセンター 放射線環境対策室長、上席放 射線防災専門官		<緊急時モニタリングの最前線> ○ 現地における緊急時モニタリングの 実施等

修正後

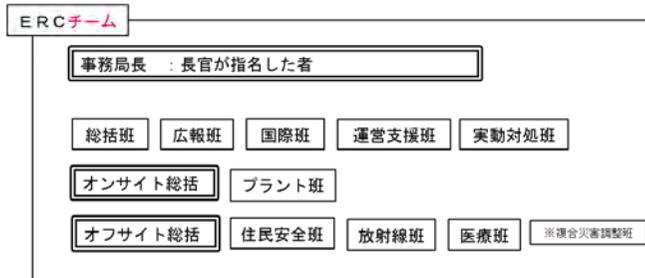
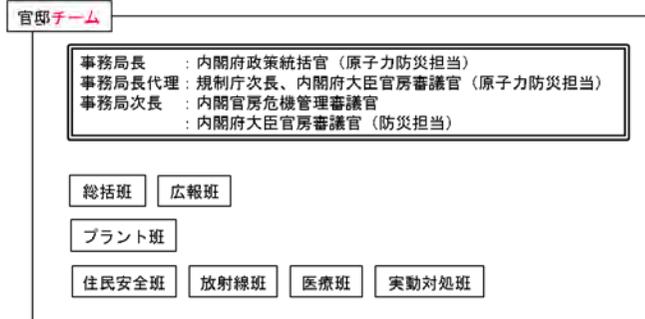
(図 全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行)

政府の拠点・委員	原子力事業所の事故収束 (オンサイト対策)	周辺住民の放射線防護 (オフサイト対策)
1-1. 官邸 【原災本部】 総理大臣、官房長官、 環境大臣、内閣府特命担当大臣 (原子力防災)、委員会委員長、 原子力利用庁長官大臣等 【同事務局】 内閣府政策統括官、規制庁長官、 機能部長等 【関係局長等会議等】 内閣府政策統括官、規制庁長官、 危機管理監、各省局長級	<応急対策の対処方針決定> ・ 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を内閣府政策統括官等が補佐。 輸送支援や要救助組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 ・ 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS等も継続し、官邸の情報集約を強化。	○ 周辺住民の防護措置に係る指示 (例: 避難範囲の決定、自治体首長への指示) → 総理大臣 <small>※ 避難等の指示に当たっては運行課長等が事前調整</small>
1-2. 規制庁 (ERC) 【原災本部事務局】 規制庁長官が指定する規制庁 職員、内閣府政策統括官が指 定する内閣府職員各機能班	<中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス> ・ 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 ・ オフサイト、オフサイトの各現地拠点への幹部派遣、要員を集中して一定の時間を 要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。(例: PA2運用実施)	○ 緊急時モニタリング結果の情報収集・分 析 ○ 現地対応に必要な関係省庁間調整 (例: 被災者への救援物資調達)
<現地> 2-1. 原子力事業所 ・緊急時対策所 原子力規制事務所長 等 ・災害対策拠点	<事故収束対応の最前線> ○ 規制庁は炉法規法に基づく現場の情報 収集・応急措置の監督 ○ 事業者の事故収束活動の支援等	
2-2. 事態即応センター 規制庁長官が指定する規制庁 職員、必要に応じて委員会委員 等	<事業者との現地調整拠点> ○ 委員会指示等の執行の監督 <small>※ 事業者との関係的事項については避難の状況等に基づき 調整を実施。</small> ○ 事業者の経営判断に係る応急措置 の重要な意思決定事項の連絡調整 ○ オンサイト対策の支援に係る連絡調整	
3. オフサイトセンター (原災現地本部、 合同対策協議会) 内閣府副大臣又は大臣政務 官、内閣府審議官等		<住民防護・支援の最前線> <自治体との現地調整拠点> ○ 原災本部長指示、各種対策の実施 ○ オフサイト対策の支援に係る連絡調整 ○ 自治体との具体的対策の検討・調整 (例: 避難経路設定、輸送手段確保)
4. 緊急時モニタリングセンター 放射線環境対策室長、上席放 射線防災専門官		<緊急時モニタリングの最前線> ○ 現地における緊急時モニタリングの 実施等

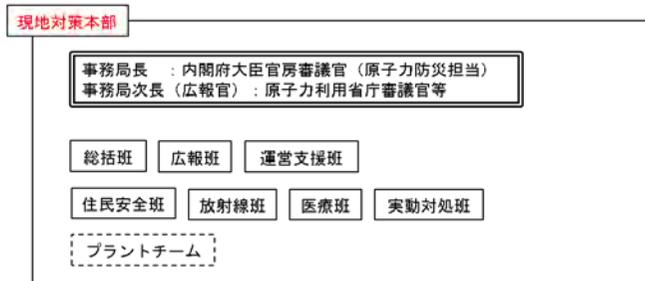
修正前

(図 原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1: 初動対応))

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1: 初動対応)



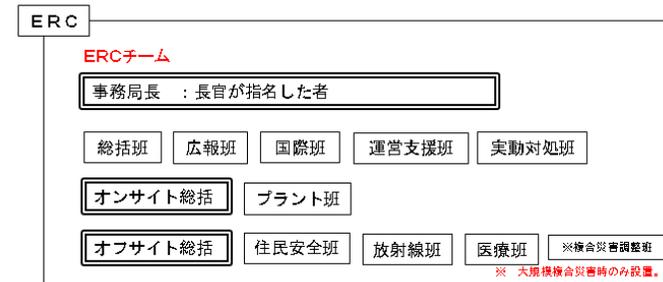
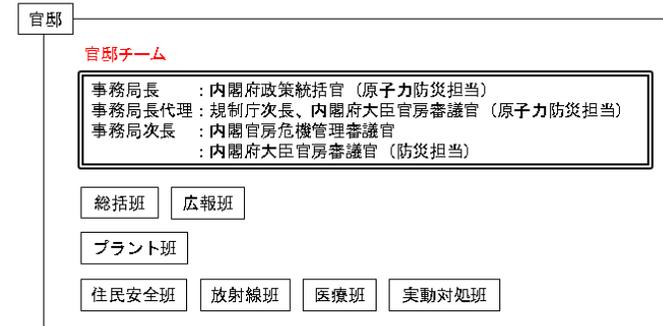
※大規模複合災害時のみ設置



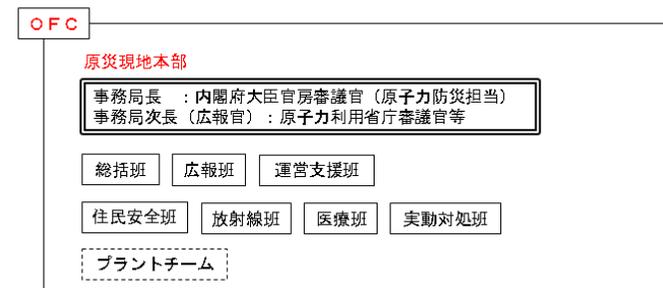
修正後

(図 原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1: 初動対応))

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1: 初動対応)



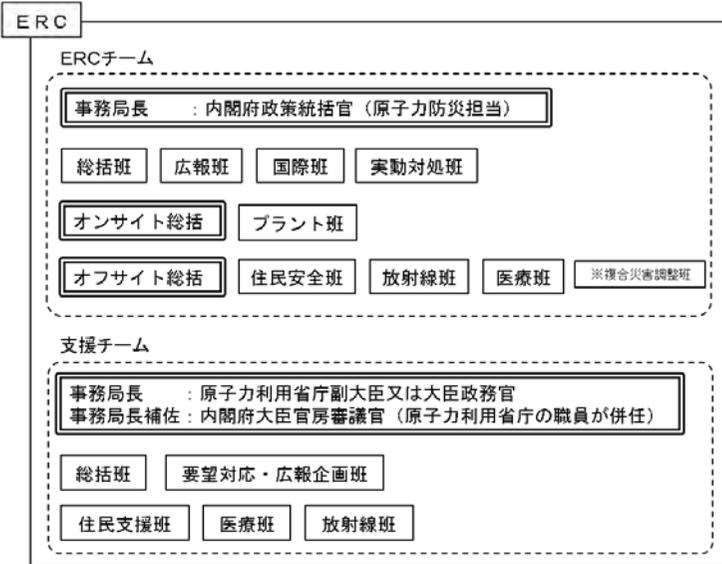
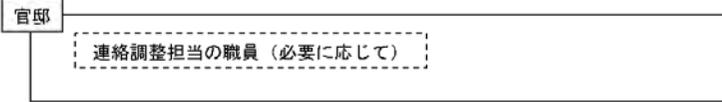
※ 大規模複合災害時のみ設置。



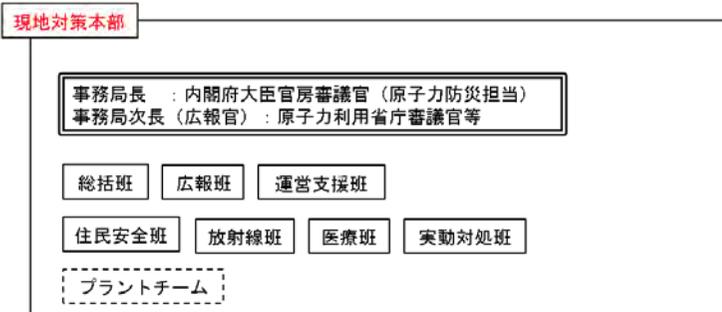
修正前

(図 原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ2: 初動対応後))

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ2: 初動対応後)



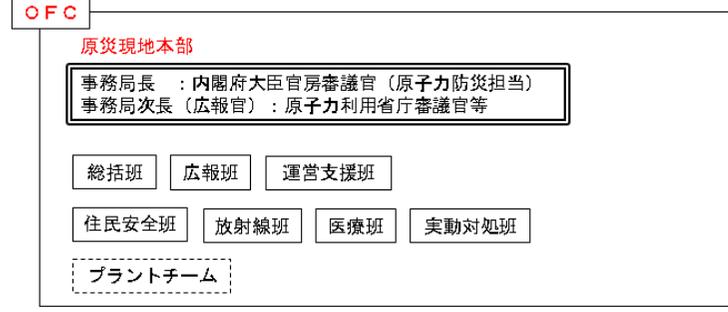
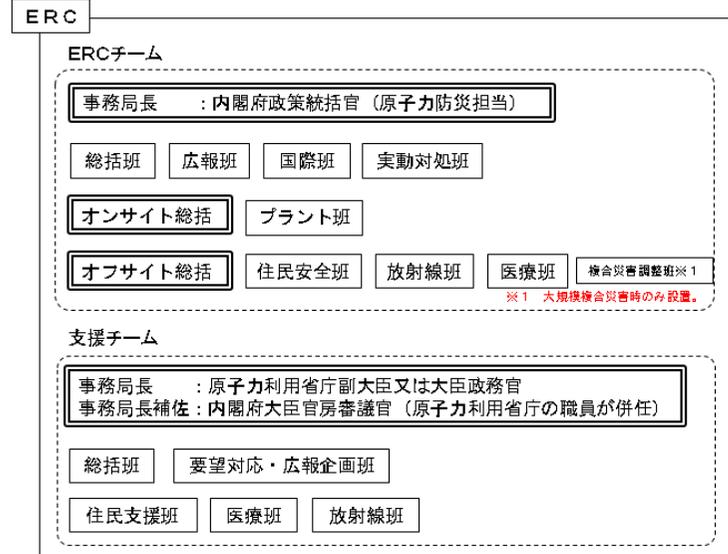
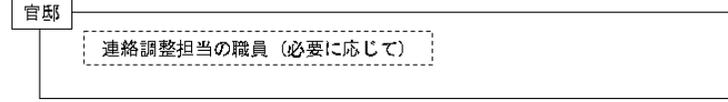
※大規模複合災害時のみ設置



修正後

(図 原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ2: 初動対応後))

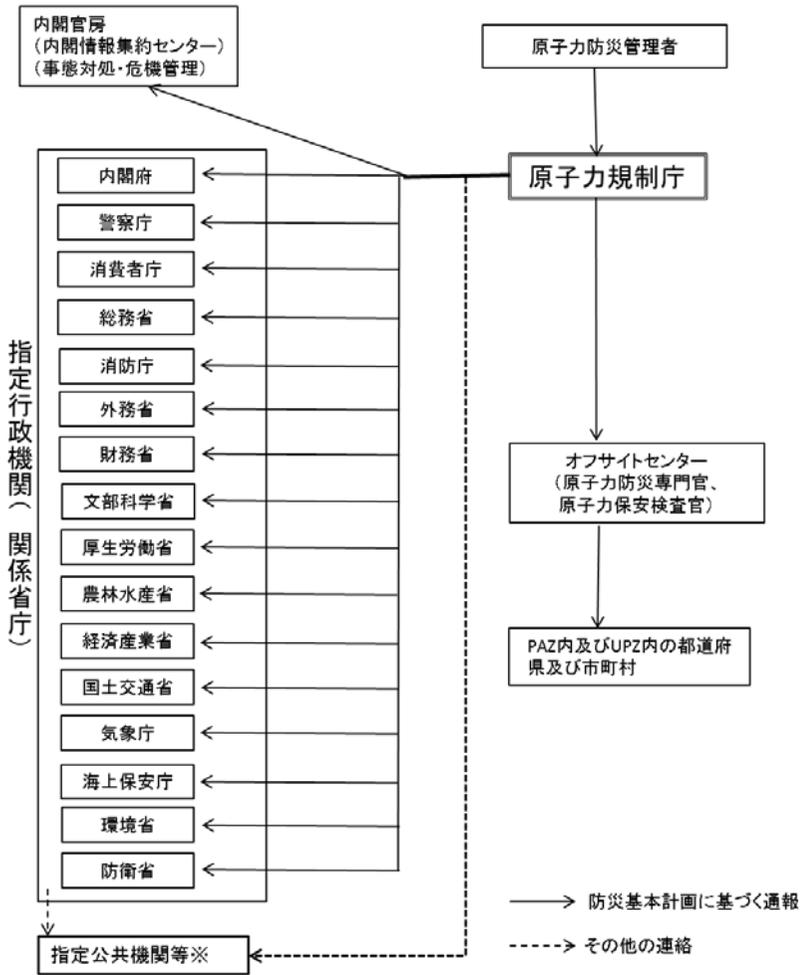
原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ2: 初動対応後)



修正前

(図 情報収集事態時及び警戒事態時の情報伝達方法)

情報収集事態時及び警戒事態時の情報伝達方法



修正後

(図 情報収集事態時及び警戒事態時の情報伝達方法)

情報収集事態時及び警戒事態時の情報伝達方法

